

## 1 子ども・子育てをめぐる今日的課題

乳児の笑顔や寝ている様子は大人たちに癒しと安らぎを与えてくれます。また、東日本大震災被災地の子どもによるさまざまな活動は、現地だけではなく、全国の多くの人びとにパワーを与えてくれています。このように、子どもは無限の可能性と育ちゆく力を持っている存在ではありますが、一方で子どもの成長発達にとって、課題となる状況が存在することも事実です。さらには、子育てに関しても多くの課題が指摘されています。

子ども・子育てをめぐるのは、まず少子化という状況をあげる必要があります。年間の出生数は100万人を少し超える程度になってきており、戦後のベビーブーム時期の半数を切っています。しかし、子どもの数が減少することで、手厚い子育てやその支援が実現されているわけではありません。児童虐待把握件数も増加しています。児童虐待の裾野には養育不安があり、その要因として子育て家庭の孤立があることも忘れることはできません。

### ■ 増加し続ける児童虐待相談対応件数

全国の児童相談所が対応した児童虐待に関する相談対応件数は年々増加し、平成23年度は59,919件でした。

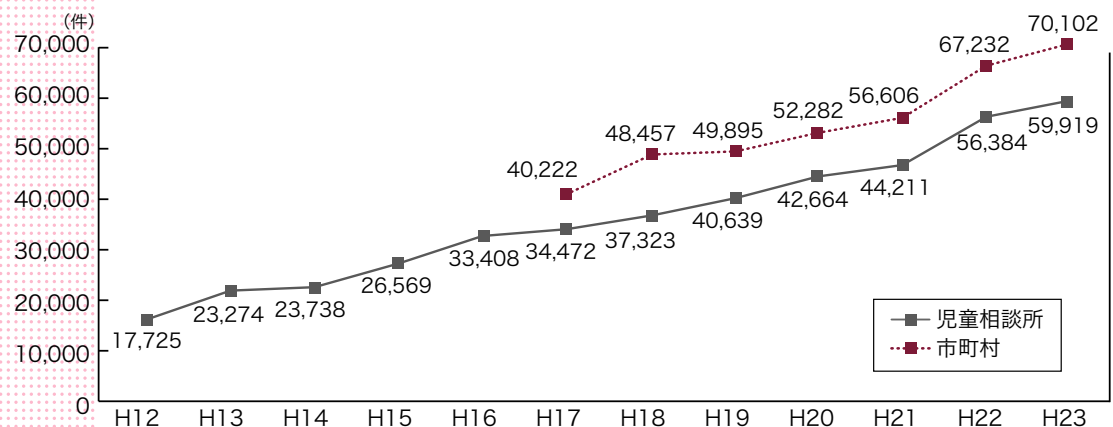
また、市町村における児童虐待に関する相談の件数も増加しており、平成23年度は70,102件でした。

内容別では、「心理的虐待」がとくに増加して

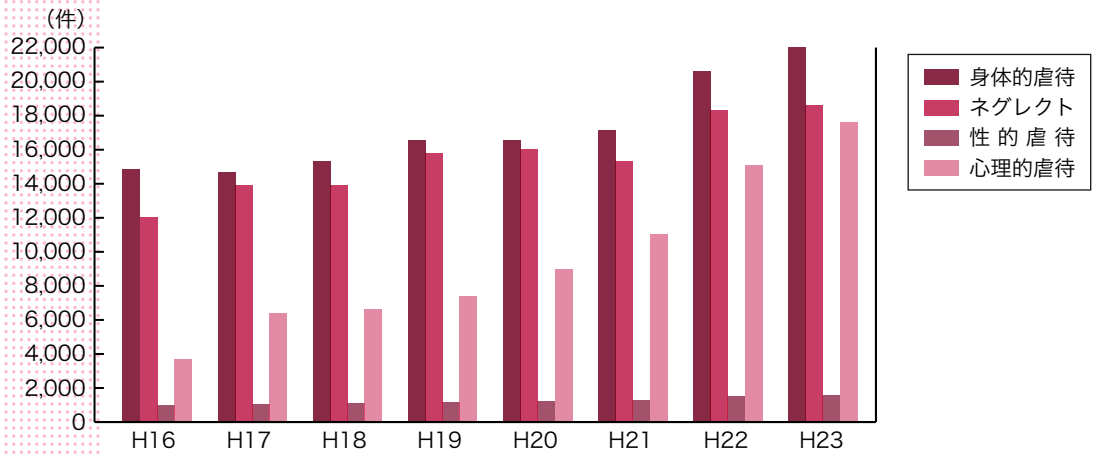
います。市町村における相談では、「ネグレクト」が「身体的虐待」の件数を上回っています。

通告件数の増加は、児童虐待問題への関心や通報義務に関する意識の高まりの表れと捉えることもできますので、施策の充実、予防等の取り組みとともに、啓発活動を一層促進することが重要です。

### ● 児童虐待相談件数の推移



● 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移



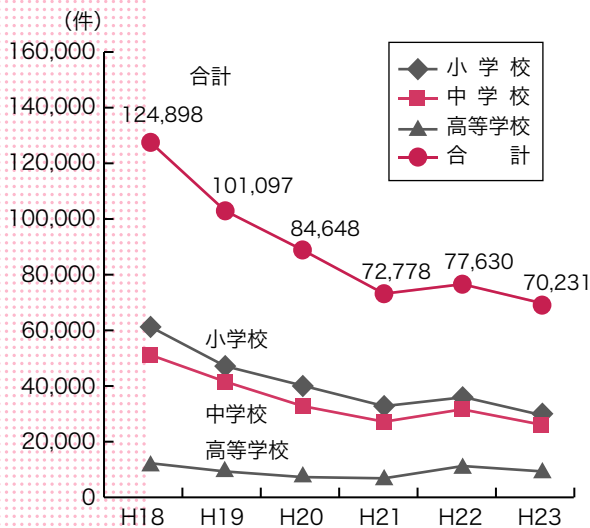
資料：「平成23年度 福祉行政報告例」(厚生労働省)

子どもを通して現れる地域の課題

子どもをめぐるのは、いじめや不登校という就学期の課題が引き続き大きな社会的関心を集めています。文部科学省が発表する『子ども・若者白書』によれば、2010(平成22)年度の国・公・私立小・中・高等学校におけるいじめの認知数は7万件を超えています。また、私たちはいじめに関する報道のなかで、その実態を学校がきちんと把握できていなかったということを知る場合もあり、潜在化しているいじめについてもその存在可能性を意識しておく必要があります。不登校については、小学生で2万2千人を超え、中学では約10万人という数値となっています。高等学校でも6万人弱の不登校が把握されています。

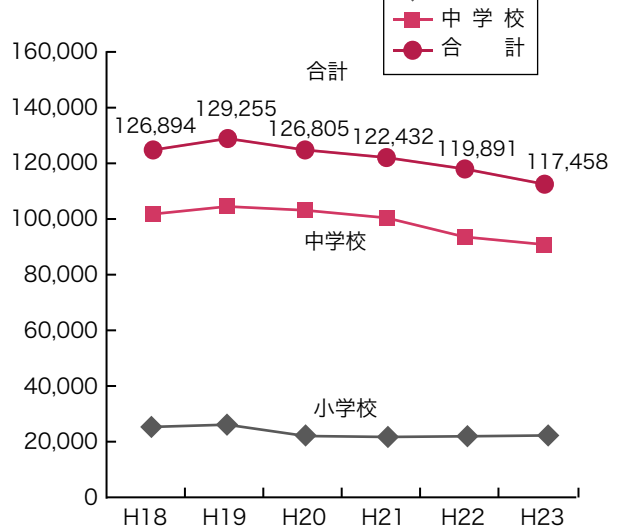
これらの課題は、子ども自身や家族だけにその要因があるわけではなく、学校や子ども集団の課題や地域社会全体の課題が複雑にからみあって生起しています。教育分野だけでなく、多方面からの取り組みが求められています。

● いじめの認知(発生)件数の推移



資料：平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

● 不登校児童生徒数の推移



## 課題を抱える子どもと家族を地域社会から排除してはならない

子どもの「反社会的」行動も、子ども人口の減少により補導・検挙数は減ってきているものの、子どもが加害者となる事件が引き続き報道されています。犯罪行為は許すことはできませんが、そのことが子どもや家族を地域社会から排除することにつながってしまえば、子どもや家族は居場所や支援を失い、再犯の可能性が高まっていくことになります。子ども自身の立ち直りを見守り、支えることも地域社会の役割となっています。

子どもの権利条約では、子育ての基礎的集団として家族があるとされていると同時に、家族がその責任を果たすために社会が支援をしていく必要性も述べられています。家族や子どもが直面する課題が複雑多様化するなかで、専門的支援と同時に地域社会の支援の必要性も増大しているのです。

## 2 行動宣言 児童委員（主任児童委員）版の推進

全国民生委員児童委員連合会では90周年活動強化方策・行動宣言の推進とともに、行動宣言 児童委員（主任児童委員）版を2010（平成22）年12月から2013（平成25）年11月までを実施期間として取り組みをすすめてきています。「広げよう地域に根ざした思いやり」をスローガンにしたこの取り組みは三つの柱で構成されています。

第一は、「（1）地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進」です。子育て家庭や子どもが地域から孤立しないために、まず児童委員や主任児童委員が親子と知り合う機会が重要になってきています。

これらの活動は、児童委員や主任児童委員個人としてのものではなく、単位民生委員児童委員協議会での取り組みとなっこそ、継続性が担保できます。また、地域住民や関係者の協力を得ることや行政との連携も継続させていく重要なポイントとなります。知り合うことが「つながる」ことの基盤となり、二つめの柱の活動を可能とします。

第二は、「（2）課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進」です。発見は、委員自身による直接的なもの、近隣、関係機関等から児童委員あるいは主任児童委員への連絡、相談という場合も存在するでしょう。後者が現実のものとなるためには、児童委員、主任児童委員として地域の人々と知り合っていることが前提となります。

家族や子ども自身にも支援利用に対する躊躇があります。「つなぐ」ことの重要性がここにあります。また、支援を求めている家族や子どもを児童委員、主任児童委員が抱え込まないためにも「つなぐ」ことが大切です。

第三は、「(3) 児童虐待の予防、早期発見と対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進」です。虐待の早期発見・対応は重篤化を防ぎ、子どものケアも早い段階から実現できるという、重要なステップとなっています。地域には、まだ発見されていない虐待がある可能性に留意することも必要です。児童虐待の防止等に関する法律第6条は「児童虐待を受けたと思われる児童」の通告を義務づけており、虐待を疑ったら通告をするように求めています。しかし、地域住民が「通告」を躊躇することもまだ見受けられます。近隣の子どもや子育てが「気になる」、「虐待を心配している」などの声を受け止める存在としての児童委員、主任児童委員に社会的な期待が高まっています。

犯罪被害防止も地域住民の取り組みが重要であり、その中核的担い手として児童委員、主任児童委員があるといえるでしょう。

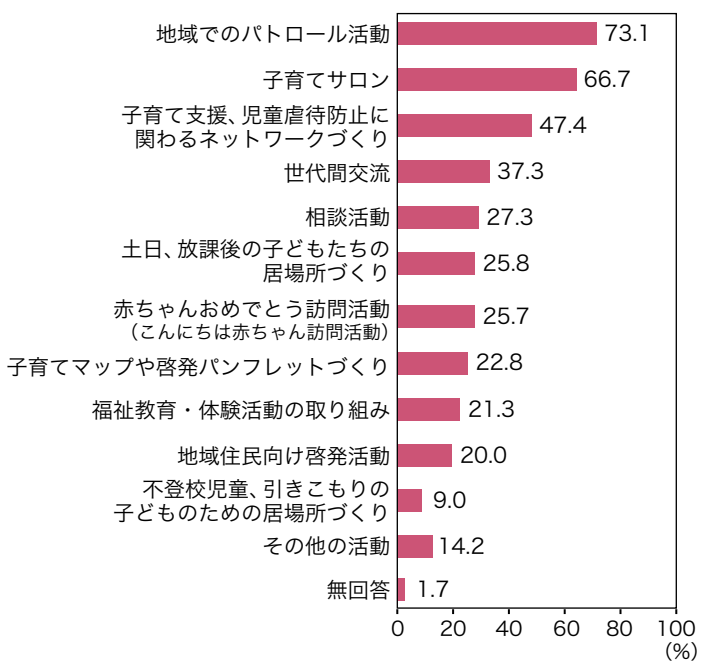
地域の特性を踏まえた「わがまちならでは」の取り組みが実現されることを期待します。

(松原康雄 明治学院大学教授)

**子育て支援、  
児童の健全育成に関する  
活動の実施状況**

全民児連の調査では、子育て支援活動等を 81.5% の単位民児協が実施していると回答しています（平成 21 年度）。このうち、活動メニューの活動項目で取り組みが多かったのは、「地域でのパトロール活動」（73.1%）、「子育てサロン」（66.7%）、「子育て支援、児童虐待防止に関わるネットワークづくり」（47.4%）の順でした。

**● 子育て支援等活動のメニュー別実施状況**



資料：「子育て支援、児童の健全育成に関する活動の実態把握調査」（全民児連）

## II

# 児童虐待の防止と早期発見・対応のためのネットワーク活動の推進

## 1 課題の早期発見・対応のために

子育て家庭が抱える課題、特に虐待という、難しく立入りたくないといった思いや恐れを感じられる方が多いと思います。しかし、虐待を受けている子どもにとっても虐待をしている親等にとっても、一刻も早く解決しなければならない深刻で切実な課題です。

児童委員や主任児童委員になると、民児協の活動はもとより、児童の健全育成や福祉にかかわるさまざまな会合、学校、保育所、児童館などの活動や行事、乳幼児健診等への協力の機会が増えます。しかし、地域の中で児童委員や主任児童委員がどのような役割を果たしているか知られていないのが実情です。

また、児童虐待は、子ども自身も親も言っではいけないこと、知られたくないという思いから当事者自身が他人にはなかなか話さない特徴があります。

活動を通して地域の子どもや保護者、機関・団体の職員、子どもの福祉や健全育成に関わる専門家やボランティアと知り合うなかで、児童委員、主任児童委員を認識してもらうとともにお互いの活動や役割を理解することが「課題の発見」への第一歩です。

### 課題の早期発見

児童虐待を厄介な問題として地域から排除するのではなく、地域で支え解決する課題として捉える認識の広まりが、“課題を抱える親子”にとって力になり、相談につながりやすくします。周囲の気づきや当事者からの相談が早いほど解決が容易で、その後の経過も良好です。

### 通告

日頃の活動を通して“気にかかる子ども・親子”と出会い、または近隣住民や関係者から情報が寄せられ、それが虐待もしくは虐待が疑われるときには、市区町村の担当部署または福祉事務所、児童相談所のいずれかに、速やかに通告をしなければなりません（児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

いざ通告をするとなると、「間違いであったらどうしよう」と不安になったり、躊躇するかもしれません。通告を適切に行なうための研修や民児協内の連携等についての話し合いをしておくことが大切です。

## 早期対応

関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に協力をしましょう。また、依頼されたことについては、児童委員、主任児童委員として、いつ、何を、どのように、など具体的な協力の内容や方法、そして、機関との連携方法を確認して行なうことが必要です。

虐待等を早期に発見し適切に対応するためには、気づき・発見・相談（通告）から対応までの流れおよびプライバシーの扱い（守秘義務）について理解をしておくことが大切です。

「虐待を受けたと思われる児童」の発見、通告には、虐待のサインへの気づきが重要です。

- 落ち着きがなく、おどおどしている。
- 表情が乏しい。
- 着衣の汚れや不自然なケガのあとがある。

このような虐待のサインを見逃さないよう、日頃から子どもたちと関わる機会を持ち、留意することが大切です。

## 2 児童虐待等の個別ケースへの支援のためのネットワークづくり

### 課題を抱える親子等への支援活動と、ネットワーク会議等のつながり

支援を必要とする親子の身近な存在である児童委員、主任児童委員は、待ってられないという状況や放っておけないという気持ちからケースの抱え込みや立ち入りすぎてしまうおそれがあります。

現代の家族の抱える課題は、個人や一機関では解決しがたい複雑で困難さを持っていることが特徴としてあります。

課題を抱える親子等を適切に支援する仕組みとして、ほとんどの市町村に子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）または虐待防止ネットワークが設置されています。そして児童委員、主任児童委員は、その主要なメンバーとして位置づけられています。

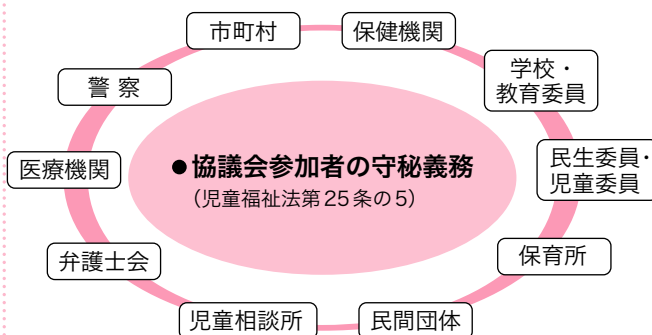
要保護児童対策地域協議会では、ネットワークに所属する機関や団体からの支援を必要とする個別ケースについて、個別ケース検討会への参加を関係者に依頼し、情報の収集把握、課題の整理、必要な支援と役割分担などを検討協議します。そして必要に応じて個別ケース検討会を重ねながら具体的な支援を行なっていきます。



## 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能

- ◆「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」は、地方公共団体が設置する、保護を必要とする子どもを支援するための関係機関によるネットワークであり、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものです。
- ◆子どもの虐待防止だけでなく、支援を必要とするすべての子どもの支援も目的とし、構成員の一員として、民児協(区域担当児童委員、主任児童委員)が参画しています。
- ◆平成23年(2011年)4月1日現在、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)は、ほとんどの市町村(99.5%)に設置されており、このうち約9割に民児協が参画しています。(厚生労働省調べ)

### ●要保護児童対策地域協議会の構成(例示)



### ●要保護児童対策地域協議会の仕組み

- ◆ **代表者会議**・・・構成機関・団体の代表者により年に1～2回開催され、協議会のシステム、活動状況について検討します。
- ◆ **実務者会議**・・・定例的・定期的な構成機関・団体の実務者の会議で、情報交換や全てのケースの状況確認、援助方針の見直し等について協議します。
- ◆ **個別ケース**・・・個別の要保護児童等について、直接関わる担当者や関係者が、具体的な支援の内容等を検討するために開催されます。随時開催され、支援における役割分担や支援計画等の決定事項は、記録され共有されます。

※民生委員児童委員協議会は、会長、主任児童委員、区域担当児童委員が、代表者会議、個別ケース検討会議などに要請に応じて参画し、秘密を厳守しながら積極的に役割を担うことが大切です。